～予防接種健康被害救済制度について～

予防接種は感染症を予防するために重要なものですが、極めてまれではあるものの健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起こることがあります。

万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、国による救済制度がありますので、ご相談ください。

◇給付の種類◇

医療機関での治療を受けた場合

…治療に要した医療費（自己負担分）と医療を受けるために要した諸費用を支給します。

障害が残ってしまった場合

…年に４回、障害の残ったお子様を養育するための障害児養育年金（18 歳以上の場合は障害年金）を支給します。

亡くなられた場合

…葬祭料及び一時金（インフルエンザワクチンの場合は一時金または年金）を支給します。

※　死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了するまで、または障害が治癒するまでの期間支給されます。

◇副反応について◇

副反応には、ワクチンを接種した後に起こる発熱、接種部位の発赤・膨脹（はれ）などの比較的よくみられる軽い副反応や、極めてまれに発生する脳炎や神経障害など重大な副反応もあります。

しかし、その副反応はワクチンの接種が原因ではなく、偶然、ワクチンの接種と同時期に発症した感染症などが原因であることがあります。

このため、予防接種後健康被害救済制度では、ワクチンの接種による健康被害であったかどうかを個別に審査し、ワクチンの接種による健康被害と認められた場合に給付をします。

◎申請の方法

給付申請は、健康被害を受けたご本人やその保護者の方が、定期の予防接種を実施した市町村に（稚内市では、生活福祉部健康づくり課で）申請を行います。

◎給付の決定・却下

ご提出いただいた資料をもとに、市町村、厚生労働省が必要書類や症状のチェックなどを行い、厚生労働省が設置する外部有識者で構成される疾病・障害認定審査会で審査を行います。

審査の結果を受け、定期の予防接種を実施した市町村から、支給の可否をお知らせいたします。

※　救済給付の決定に不服があるときは、北海道知事に対し、審査請求をすることができます。

注１）この救済給付制度は定期の予防接種での副反応に対して適用となるものです。任意接種での副反応による給付制度は申請先が変わりますので、健康づくり課にご相談ください。

注２）B 類疾病には請求期限があります。

医療費：当該医療費の支給の対象となる費用の支払いが行われた時から５年。

医療手当：当該医療を行われた日の属する月の翌月の初日から５年。

遺族年金、遺族一時金、葬祭料：死亡の時から５年。ただし、医療費・医療手当又は障害年金の支給があった場合は、死亡の時から２年。

給付額（令和８年４月現在）

	臨時接種及び Ａ類疾病の定期接種	Ｂ類疾病の定期接種 ※請求期限あり
医療費	保険適用の医療に要した費用から、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分、及び入院時食事療養費標準負担額等。	Ａ類疾病の額に準ずる ※入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に限る。
医療手当	１か月の間に 通院３日未満　（月額）　39,100 円 通院３日以上　（月額）　41,100 円 入院８日未満　（月額）　39,100 円 入院８日以上　（月額）　41,100 円 同一月入通院　（月額）　41,100 円	Ａ類疾病の額に準ずる ※入院を要すると認められる場合に必要な程度の医療に限る。
障害児養育年金	１級（年額）　1,768,800 円 ２級（年額）　1,414,800 円	
障害年金	１級（年額）　5,656,800 円 ２級（年額）　4,525,200 円 ３級（年額）　3,393,600 円	１級（年額）　3,142,800 円 ２級（年額）　2,514,000 円
死亡した場合の補償	死亡一時金　49,500,000 円 ※障害年金の受給期間により額の調整あり	
遺族年金（年額）		2,748,000 円 ※10 年間を限度として支給。障害年金の受給期間により支給期間の短縮あり。
遺族一時金		8,244,000 円
葬祭料	222,000 円	Ａ類疾病の額に準ずる
介護加算	１級（年額）　909,600 円 ２級（年額）　606,400 円	

※Ａ類疾病…ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Ｈｉｂ感染症、肺炎球菌（小児がかかるものに限る）、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、Ｂ型肝炎、ロタウイルス等

臨時接種…新型コロナウイルス（令和６年３月以前に接種したものに限る。）

Ｂ類疾病…高齢者等季節性インフルエンザ（定期接種）、高齢者等肺炎球菌（定期接種）、新型コロナウイルス（令和６年４月以降、定期接種として実施したものに限る。）、帯状疱疹（定期接種）

【問合せ先】
稚内市生活福祉部健康づくり課地域医療グループ
電話（0162）23-4000